

年金

2024年6月15日

## 2024（令和6）年度の年金額は、前年度より+2.7%の増額改定となります。



物件変動率が名目手取り賃金変動率を上回ったため、支え手である現役世代の負担能力に応じた給付とする観点から、名目手取り賃金変動率を用いて改定することになります。

このため、2024（令和6）年度の年金額は、名目手取り賃金変動率（+3.1%）を用いて改定されます。

また、2024（令和6）年度はマクロ経済スライドによる調整（▲0.4%）が行われました。

従って、2024（令和6）年度の年金額改定率は+2.7%となり2年連続の引き上げとなります。

なお、年金額は、通常、4月分が支払われる6月から引き上げられます。

### 2024（令和6）年度の年金額の例

	2023（令和5）年度 （月額）	2024（令和6）年度 （月額）
<b>国民年金</b> （満額の老齢基礎年金1人分）	66,250円	68,000円 （+1,750円）
<b>厚生年金</b> （夫婦2人分の老齢基礎年金を含む 標準的な年金額）	224,482円	230,483円 （+6,001円）

・厚生年金は、夫が平均標準報酬額43.9万円で40年間就業、妻が専業主婦の条件で試算

### 2024（令和6）年度の年金価格一覧

#### ○ 国民年金

		2024（令和6）年度価格	月額
<b>老齢基礎年金</b>	新規裁定者	816,000 円	68,000 円
	既裁定者1	816,000 円	68,000 円
	既裁定者2	813,700 円	67,808 円
<b>1級 障害基礎年金</b>	新規裁定者	1,020,000 円	85,000 円
	既裁定者1	1,020,000 円	85,000 円
	既裁定者2	1,017,125 円	84,760 円
<b>2級 障害基礎年金</b>	新規裁定者	816,000 円	68,000 円
	既裁定者1	816,000 円	68,000 円
	既裁定者2	813,700 円	67,808 円
<b>第1子・第2子の加算額</b>		234,800 円	19,566 円
<b>第3子以降の加算額</b>		78,300 円	6,525 円

※2024年度における各裁定者の生年月日

- 新規裁定者（67歳以下の方）・・・1957年4月2日以降生まれの方
- 既裁定者1（68歳の方）・・・1956年4月2日～1957年4月1日生まれの方
- 既裁定者2（69歳以上の方）・・・1956年4月1日以前生まれの方

## ○ 配偶者に支給される遺族基礎年金

		基本額	加算額	合計額	月額
子が1人のとき	新規裁定者・既裁定者1	816,000 円	234,800 円	1,050,800 円	87,566 円
	既裁定者2	813,700 円	234,800 円	1,048,500 円	87,375 円
子が2人のとき	新規裁定者・既裁定者1	816,000 円	469,600 円	1,285,600 円	107,133 円
	既裁定者2	813,700 円	469,600 円	1,283,300 円	106,941 円
子が3人のとき	新規裁定者・既裁定者1	816,000 円	547,900 円	1,363,900 円	113,658 円
	既裁定者2	813,700 円	547,900 円	1,361,600 円	113,466 円

## ○ 子に支給される遺族基礎年金

	基本額	加算額	合計額	1人の額	月額
子が1人のとき	816,000 円	0 円	816,000 円	816,000 円	68,000 円
子が2人のとき	816,000 円	234,800 円	1,050,800 円	525,400 円	43,783 円
子が3人のとき	816,000 円	313,100 円	1,129,100 円	376,367 円	31,363 円

## ○ 厚生年金

		2024 (令和6) 年度価格	月額
3級障害厚生年金の最低保証	新規裁定者・既裁定者1	612,000 円	51,000 円
	既裁定者2	610,300 円	50,858 円
障害手当金の最低保証額	新規裁定者・既裁定者1	1,224,000 円	102,000 円
	既裁定者2	1,220,600 円	101,716 円
加給年金額			
配偶者 (65歳未満)		234,800 円	19,566 円
第1子・第2子		各234,800 円	各19,566 円
第3子以上		各78,300 円	各6,525 円
配偶者加給年金額+特別加算			
(昭和 9.4.2~昭和15.4.1)		269,500 円	22,458 円
(昭和15.4.2~昭和16.4.1)		304,100 円	25,341 円
(昭和16.4.2~昭和17.4.1)		338,800 円	28,233 円
(昭和17.4.2~昭和18.4.1)		373,400 円	31,116 円
(昭和18.4.2~生)		408,100 円	34,008 円
遺族年金の中高齢寡婦加算		612,000 円	51,000 円

## ○ 物価変動に応じて引上げ (3.2%) となる諸手当

	2023 (令和5) 年度 (月額)	2024 (令和6) 年度 (月額) * ( ) 内は前年比
児童扶養手当 (子1人、全部支給の場合)	44,140円	45,500円 (+1,360円)
特別児童扶養手当	1級: 53,700円	1級: 55,350円 (+1,650円)
	2級: 35,760円	2級: 36,860円 (+1,100円)
特別障害者手当	27,980円	28,840円 (+860円)
障害児福祉手当	15,220円	15,690円 (+470円)
老齢年金生活者支援給付金	5,140円 (*)	5,310円 (*) (+170円)

(\*)基準額。実際の金額は保険料納付済期間等に応じて算出されます。